

大島商船高等専門学校いじめ防止等基本計画

校長裁定

制 定 令和2年7月1日

大島商船高等専門学校（以下「本校」という。）は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）、いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文部科学大臣決定。以下「国の基本方針」という。）、独立行政法人国立高等専門学校機構いじめ防止等対策ポリシー、独立行政法人国立高等専門学校機構いじめ防止等ガイドラインにのっとり、いじめが、いじめを受けた学生の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものであると認識し、本校における全ての学生の尊厳が保持され安心して学校生活を送ることができるよう、いじめの防止等（いじめの未然防止、早期発見、事案対処をいう。以下、同じ。）の対策を総合的かつ効果的に推進するため、「大島商船高等専門学校いじめ防止等基本計画」（以下「基本計画」という。）を定める。

令和3年9月17日、「大島商船高等専門学校第三者調査委員会」（再設置）は調査報告書（以下「報告書」という。）を提出し、本校に対する多くの問題点を指摘し、これからの改善点を提言した。

これを受けて、本校は今回指摘された問題点、再発防止に向けた提言を検証し、多くの反省と検証の中から、この厳しい現状を真摯に受け止め、再発防止と教育環境の向上に努める。

1 いじめ防止等に関する基本的な考え方

（1）いじめの定義

「いじめ」とは、学生に対して、一定の人的関係にある他の学生が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった学生が心身の苦痛を感じているものをいう。

また、些細な喧嘩などであっても、「いじめ」として情報共有し、しっかりと調査をして対応する。

報告書は、いじめを捉える視点として、いじめの四層構造（被害者、加害者、観衆及び傍観者）、スクールカースト（学級内地位）、いじめの三段階（いじめの進行過程や心理変化を表す「孤立化・無力化・透明化」）を説明しており、学生の置かれた状況を俯瞰的に見る視点を提供している。いじめの定義といじめを捉える視点の理解を進める。

【報告書 第I部 第2章 事実認定や「いじめ」の評価検証を行うための視点】

（2）いじめ防止等に関する基本的な方向性

本校の教育目標に掲げる「豊かな教養と国際感覚を身につけた、視野の広い技術者を養成する」、「協同の精神と責任感を培い、集中力・耐久力を養い、指導者として必要な能力を育成する」、「探究心を養い、身体を鍛え、先人の遺産を学び、新技術を創

造できる能力を育成する」を達成するため、誰もが安心・安全を共有でき、共に成長し合える教育環境を形成し、本校はその責務を自覚しいじめの防止・根絶に取り組んでいく。

また、本校、家庭、地域などが一体となり、いじめの根絶に向けた継続的な取組を社会総がかりで推進していく。

(3) いじめ防止等に関する目標の設定

「教職員・学生のかいじめに関する認識を深めること」を目標とする。

2 いじめ防止等のための具体的な取組

(1) 学内体制等

＜関係資料＞

【別紙1】いじめ対策委員会の組織と取組

① いじめ対策委員会

本校におけるいじめの防止等に関する措置を体系的・計画的かつ組織的に行うため、「いじめ対策委員会」を置く。この委員会は組織的ないじめ対策の中核として、いじめ防止等に係る各取組を総括し、さらに、それらの評価・検証等を行い、恒常的に内容等の改善を図る。

いじめ対策委員会における組織と取組の具体的な内容は【別紙1】のとおりとする。

② いじめ対策小委員会

・「いじめ対策委員会」の下にいかじめ事案発生時に実働し、いかじめ事案の調査や関係者への聴き取りを行う組織として、「いじめ対策小委員会」を置く。

いじめ対策小委員会における組織と取組の具体的な内容は【別紙1】のとおりとする。

③ いじめ事案対処チーム

・「いじめ対策小委員会」の下にいかじめ事案毎に、具体的な対応に当たる組織として「いかじめ事案対処チーム」を置く。

いかじめ事案対処チームにおける組織と取組の具体的な内容は【別紙1】のとおりとする。

(2) いじめの未然防止（いかじめの予防）

いかじめの防止等は、学校の全ての教職員が自らの問題として切実に受け止め、徹底して取り組むべき重要な課題である。いかじめをなくすため、まずは、日頃から、深い学生理解に立ち、学生指導学生支援の充実を図り、学生が安心して学び、いきいきとした学校生活を送れるようにしていくことが重要である。

学生指導は、一人ひとりの学生の個性の伸長を図りながら、同時に社会的な資質や能力・態度を育成し、さらに将来において社会的に自己実現ができるような資質・態度を形成していくための指導・援助であり、個々の学生の自己指導能力の育成を目指すものである。

自己指導能力を育成するためには、次の三つの機能をあらゆる教育活動に生かすことが重要である。

① 学生に自己存在感を与えること

学生一人ひとりにはかけがえのない存在であり、一人ひとりの存在を大切に
する指導のことである。

② 共感的な人間関係を育成すること

教職員と学生及び学生同士が、相互に尊重し共感的に理解し合う人間関係
を育成することである。

③ 自己決定の場を与え自己の可能性の開発を援助すること

学生が、決められたルールを守り、自分自身で責任が取れる範囲内におい
て、自らが行動を選択し、その行動に責任をとる機会を与えることである。

【報告書 第Ⅲ部 第1章 いじめ防止について】

＜関係資料＞

【別紙 2】大島商船高専いじめ防止プログラム

【別紙 3】いじめの未然防止・早期発見の取組

① 学生指導・教育相談の充実・強化

- ・いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行うため、学生の人権教育を
実施し、学生の持つ良さや可能性を引き出すよう、自己啓発力・創造力を高める学
生指導の推進に努める。学生の状況等についても日頃から積極的な情報共有に努め、
学生理解に努める。
- ・事例研究や教育相談等の校内研修を実施し、教職員自身の人権意識を高め、体罰や
言葉による暴力を絶対に行わない。
- ・教職員間の連携促進に努める。
- ・教職員を対象に、「基本計画」の理解の徹底及びいじめに対する認識を深めるため
チェックリストを年2回実施する。

② 本校の教育活動全体を通した取組

- ・豊かな感性を育み、互いに個性を尊重する中で、学生が安心して安全に学ぶこと
ができる環境づくりを進める。
- ・学生同士または教員との信頼関係を基盤として、学習環境の整備と学習規律の徹底
等に努め、教育効果を高める授業を行う。
- ・自己指導能力を育成するため、学生の思考力、判断力、表現力を高め学習内容を深
めていくことができるよう、学生の考えや意見を意味付け、価値付け、さらに他の
学生へ投げ掛け、新たな発見を引き出すなどの授業展開を心掛ける。
- ・学生が自ら意欲的に取り組み、他者との協力の大切さを感じ、成し遂げる喜びを体
験していくことができるよう、LHR活動をはじめ、学校行事、学生会活動、部活
動において、学生が主体的に取り組めるよう、内容方法等を工夫改善する。
- ・思いやりの心や社会性を育むために、オープンキャンパス、商船祭での来客者の案
内等を積極的に学生に担当させ、また、地域社会でのボランティア体験活動等にも

取り組ませる。

- ・学生にいじめに対する認識を深めるため、学生意識調査を実施する。
- ・部活動においては、顧問教員等の指導の下、学生の能力・適性、興味・関心等に応じた自己指導能力の育成を図る。

③ 担任等教員の取組

- ・日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気をつくり、ホームルーム等を利用して、学級全体に醸成する。
- ・はやし立てたり見て見ぬふりをする行為もいじめを肯定していることを理解させ、「いじめの傍観者」から「いじめを抑止する仲介者」への転換を促す。
- ・教員の不適切な認識や言動が、学生を傷つけたり、他の学生によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。
- ・学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。
- ・いじめの問題について校内研修や教員会議で積極的に取り上げ、教員間の共通理解を図る。
- ・日頃から他の教員や関係機関等との情報交換や連携に取り組む。

④ 寮生活全体を通じた取組

- ・共同生活の中で、互いに協力すること、尊重することを重視し、安心・安全な生活環境づくりに努める。
- ・自習時間を活用し、計画的に学習を行える環境づくりに努め、教育効果を高める。
- ・生活する中で、他人との違いを認め合い、集会点呼などを通じて、話し合いによる問題解決できる環境を構築する。
- ・共助による問題解決を図るため、指導寮生による下級生へのサポートを援助する。
- ・寮祭などのレクリエーション活動により、親睦を深める取り組みをサポートする。
- ・学寮指導員の配置により、安心・安全な生活環境づくりをサポートする。

⑤ 管理職の取組

- ・全校集会などで校長が日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気をつくり、学校全体に醸成する。
- ・学校の教育活動全体を通じた人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等に計画的に取り組む。
- ・学生が自己有用感を高められる場面や、困難な状況を乗り越えられるような体験の機会を積極的に設けるよう教職員に働きかける。
- ・いじめの問題に学生自らが主体的に参加する取組を推進する。（例えば、学生会によるいじめ撲滅の宣言など）

⑥ 保護者等・地域との連携

- ・いじめの未然防止や早期発見のために、教育懇談週間等の実施を通して、独立行政法人国立高等専門学校機構保護者等に関する取扱要項第2条に定める者（以下「保護者等」という。）との緊密な連携を図り、日頃からの信頼関係づくりに努める。
- ・「基本計画」を学生及び学生の保護者等に周知するとともに、誰もがその内容を容易に確認できるようにするため、ホームページ等により公表する。

- ・地域の協力を積極的に求め、地域との情報交換を密にし、地域の相談窓口や関係機関とも連携を図り、本校を中心とした地域の情報ネットワークを構築する。

(3) いじめの早期発見

＜関係資料＞

【別紙 3】 いじめの未然防止・早期発見の取組

① 校内相談体制の確立

- ・事務職員，ＳＣ等も含めた教職員が連携を密にする体制を確立する。
- ・学生をきめ細かく見守るとともに，「からかい」や「ＳＮＳ等のインターネット上のいじめ」を含めて，いじめに関するアンケート調査や個人面談に取り組み，学生・保護者等の実情をできる限り正確に把握することに努める。
- ・ＳＮＳを介したいじめの兆候を捉えるために，誹謗，中傷，からかい等の書き込みなど，ＳＮＳに関して自ら知り得た情報や学生から報告を受けた情報は，速やかに関係教職員及び関係機関に連絡する。
- ・学生の多面的・多角的な情報や実態について教職員で共有を図る。
- ・学生相談室担当教員，看護師等を中心に，些細なことでも相談しやすい環境づくりに努めるとともに，誰もが学生に寄り添い日常的に機会をとらえて声掛けを行う。
- ・他の学生を気にすることなく相談できるよう，落ち着いた雰囲気づくりに努める。
- ・必要に応じて，悩みの解消方法等について，ＳＣ，ＳＳＷの指導・助言を受けるなど，学生の状況に応じた支援を行う。
- ・悩みを抱えている学生・保護者等がいつでも相談できるよう本校のメール相談窓口や学校外の様々な相談機関があることを周知する。

② アンケート及び学生に関する各種調査の実施

- ・学生主事室が実施するアンケート
年４回，いじめに関するアンケートを実施し，アンケート結果に基づき，学生と面談を行う。
- ・学生相談室が実施するアンケート・学生に関する調査
入学前には中学校からの連携シートにより，学生の特性や支援の必要性を早期に把握する。入学後は hyper-QU，学校適応感尺度調査，保護者等アンケート等により自己肯定感や学習意欲，友人関係，ソーシャルスキル尺度，教員との関係性，クラスの状況等を把握し，分析の上カウンセリング等面談について，ＳＣ及びクラス担任と連携・協力して行う。
- ・寮務主事室が実施する新入寮生アンケート
新入寮生に寮生活についてアンケートを実施し，寮での悩み等をできる限り把握し，面談を行う。
- ・総務主事が実施する学生生活アンケート
学生及び保護者等に学校生活アンケートを年２回実施し，「基本計画」の取組に対する認識を把握する。

③ 担任等教員の取組

- ・日頃から学生の見守りや信頼関係の構築に努め、学生が示す小さな変化や危険信号を見逃さないアンテナを高く保つ。
- ・休み時間、放課後の学生との会話を通して、交友関係や悩みを把握する。
- ・保護者等対象の教育懇談週間の機会を活用し、教育相談及び個人面談を行う。
- ・保健室を利用する学生との会話の中などで、その様子に目を配るとともに、いつもと違うと感じたときは、その機会を捉え、悩みを聞く。
- ・定期的なアンケート調査や教育相談の実施等に計画的に取り組む。
- ・保健室や学生相談室の利用、生活問題(いじめ)専用相談窓口について周知する。
- ・休み時間や昼休みの校内巡視や、放課後の交通立哨等において、学生が生活する場での異常の有無を確認する。

④ 寮内指導体制の取組

- ・当直に入った教員が寮生を見守る中で、寮生が示す小さな変化や危険信号を察知した場合は、当直日誌などを活用し、寮務主事室、寮務係に報告する体制を確立する。
- ・寮生・保護者等が寮生活の些細なことでも相談できるよう、相談しやすい環境づくりに努める。
- ・寮務係の業務時間外にも学寮指導員を配置することにより、相談できる時間帯を拡大する。
- ・寮生活の悩みを抱えている学生が相談しやすいよう、寮専用の意見箱を設置する。
- ・寮生活での様子や問題などを普段から学生相談室・保健室・担任と共有する体制を確立する。

⑤ 管理職の取組

- ・学生及びその保護者等、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
- ・学校における教育相談が学生の悩みを積極的に受け止められる体制となり、適切に機能しているか、定期的に「いじめ対策委員会」において点検する。

⑥ 保護者等・地域との連携

- ・学校生活アンケート等を活用し、保護者等からの意見を課題把握に生かし、本校及び組織の活性化を図るとともに、共に考え全体でいじめを解決していく姿勢を明確に示す。
- ・情報発信に努めるとともに、理解と信頼が深まる取組を行う。
- ・種々の地域活動において、いじめ問題に関わる広報・啓発活動の推進に努める。
- ・入学時に中学校からの連携シートにより情報提供があった場合には、その情報を踏まえた支援等の取組を行う。

(4) いじめの早期対応（現に起こっているいじめへの対応）

＜関係資料＞

【別紙4】早期発見・事案対処マニュアル

① 本校の体制づくり

- ・いじめを認知した場合は（疑われる場合も含む）担当教職員が抱え込むことなく、

本校のいじめ対策委員会委員に報告し、「いじめ対策委員会」を中核として、全校体制でいじめ解決に向けた取組を行う。

- ・速やかに事実関係や状況等の詳細（５Ｗ１Ｈ）を把握し、教職員で情報の共有を図る。
- ・保護者等と緊密に連携し，ＳＣ，ＳＳＷの助言等も受けながら解決に向けた具体的な取組を行う。
- ・いじめを受けた学生の心身の安全を保障し，心のケアを図る場所として，学生相談室や保健室を位置付け，その機能の整備と拡充を図る。

② いじめへの対応

- ・いじめの事実を認知後，直ちに状況を整理し，被害学生のケアの上，できる限り早期に保護者等に正確に伝える。
- ・いじめを受けた学生の，これまでの心の痛みや不安感等を共感的に理解するとともに，「絶対に守り通す」「必ず解決する」との姿勢で対応する。
- ・いじめを受けた学生には，本人の要望等を聴き取りながら，学校生活の色々な場面で支え，本人の良さを認めることによって自信を回復させ，精神を安定させていくことに努める。
- ・いじめを行った学生には毅然とした姿勢で対応する。
- ・いじめを行った学生の指導は，叱責や注意ばかりではなく，行為に及んだ背景について本人の話を十分に聞き，心情をくみ取るとともに，自分の言動で相手にどれほどの深刻な苦痛を与えたかを認識させ内省を促す。
- ・いじめを行った学生の保護者等へは，いじめの解消に向け取り組むことを伝え，協力を依頼する。
- ・いじめを助長するような言動や，見て見ぬふりをする行為は，「いじめをすることと同じである」などと教職員が毅然とした態度で指導し，いじめは許さないという校内の雰囲気づくりに努める。
- ・学生たちにいじめを見た場合には，制止するか，すぐに教職員に相談するように指導する。また，いじめを報告してきた学生に対しては，その勇気と態度を褒め，当該学生を守るために秘密を厳守し，特定されないよう配慮する。
- ・ＳＮＳを介して行われるいじめに対しては，書き込み等を印刷または写真撮影しておくなど，記録を取っておく。

③ 関係集団への対応

- ・いじめを受けた学生及びいじめを行った学生だけでなく，面白がって見ていたり，見て見ぬふりをしたり，止めようとしなかったりする集団に対しても，自分たちでいじめ問題を解決する力を育成する。

④ いじめを受けた学生の保護者等への対応

- ・複数の教員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え，少しでも安心感を与えられるようにする。また，じっくりと話を聞く。
- ・苦痛に対して精一杯の理解を示す。
- ・学生と保護者等とのコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める。

⑤ いじめを行った学生の保護者等への対応

- ・事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。
- ・学生や保護者等の心情に配慮する。
- ・行動が変わるよう教員として努力していくこと、そのためには保護者等の協力が必要であることを伝える。
- ・学生の生活環境に原因がある場合には、SSWにつなぐ。
- ・何か気付いたことがあれば報告してもらう。

⑥ 保護者等同士が対立した場合の対応

- ・教員が間に入って関係を調整する。
- ・双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で挑む。
- ・管理職は、必要に応じて弁護士と連携して対応する。
- ・高専機構本部や関係機関と連携し、解決を目指す。

⑦ 地域・関係機関との連携

- ・いじめを確認した際には、そのいじめが重大事態の場合は、認知した当日中に機構本部に報告する。それ以外の報告は、機構本部の指示のとおりとする。
- ・開かれた学校づくりに努め、いじめ解決に当たっては、地域の積極的な協力を得る。
- ・犯罪行為として取り扱われる場合は、教育的配慮を行いながら、警察と連携した対応を図る。

(5) いじめの解消

① いじめが「解消している」状態とは

- ・いじめは、単に謝罪をもって安易に解消したとすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

ア) いじめに係る行為が止んでいること

- ・いじめを受けた学生に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間は、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からいじめ対策委員会が、さらに長期の期間が必要であると判断した場合は、目安である3か月を超え設定するものとする。

イ) いじめを受けた学生が心身の苦痛を感じていないこと。

- ・いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた学生がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められることが必要であり、いじめを受けた学生本人及びその保護者等に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

② いじめの解消の判断について

- ・いじめの「解消している」状態の要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して解消しているかどうかを判断するものとする。
- ・当該いじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性

が十分にありうることを踏まえ、教職員は当該いじめを受けた学生及びいじめを行った学生について、日常的に注意深く観察する必要がある。

(6) 重大事態への対応

① 重大事態の定義

- ・ いじめにより当該学校に在籍する学生の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・ いじめにより当該学校に在籍する学生が 30 日以上学校を欠席又は学籍上の身分異動を余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ・ すでに学校に籍を置かない者又はその保護者等から、学校に在籍中にいじめを受けていた旨の申告があったとき。

② 重大事態の判断及び報告

- ・ 事案の背景にいじめが関連していないか、関係する学生や保護者等から情報収集し、事実関係を整理した上で、「いじめ対策委員会」において判断する。
- ・ 当該事案を重大事態であると判断したときには、速やかに高専機構本部へ報告する。
- ・ 学生・保護者等からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、重大事態が発生したものとして調査・報告をする。
- ・ 重大事態調査の結果をまとめた調査報告書を作成する。

③ 重大事態方針

- ・ いじめの全容解明と早期対応の取組を基本姿勢として、「いじめ対策委員会」を中核とする迅速・的確かつ組織的な対応を行う。
- ・ 高専機構本部で設置される「いじめ対応支援チーム」と連携しながら、保護者等とも十分に連携を図り、いじめを受けた学生の心身の安全確保を最優先に考えた取組を行う。

④ 重大事態の対応

- ・ 調査は学校関係者に第三者を加えた調査委員会又は第三者からなる調査委員会において調査する。
- ・ 重大事態に関わる調査を行う際には、調査方法等について事前に、いじめを受けた学生及び保護者等へ説明した上で、その意向を踏まえて調査し、結果について、必要に応じて調査報告書を用いて、適切に説明する。
- ・ いじめにより重大な被害が生じた学生や保護者等から申告があった場合は、いじめ重大事態調査を実施する。
- ・ 重大事態調査前に行われた事実確認等を重大事態調査の内容に含めることが可能である。
- ・ 重大事態調査の実施にあたっては、「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」を参照する。

⑤ 重大事態の留意事項

- ・ 調査結果に不都合な事実があったとしても、その事実我真摯に向き合い、いじめ

の問題解決に向けた取組を全ての関係者が一丸となって進めていく。常に学生や保護者等の心のケアを最優先としながら、安心・安全な学校生活を取り戻し、一日でも早い学校機能の回復に努める。

(7) ネットいじめへの対応

① ネットいじめとは

- ・文字や画像を使い、特定の学生の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の学生になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の学生の個人情報を掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為である。

② ネットいじめの予防

- ・情報モラル教育の充実を図る。
- ・ネットいじめ防止の理解と意識涵養を図る。
- ・ネット社会についての講話等を実施する。
- ・保護者等への啓発を図る。

③ ネットいじめへの対処

- ・いじめを受けた学生からの訴え、閲覧者からの情報等によりネットいじめを把握する。
- ・不当な書き込みへの対処として、「いじめ対策委員会」において、状況の確認、状況の記録を行い、管理者への削除依頼、警察への相談を行う。

(8) 情報の共有及び取扱い

① 学生との面談等による情報の共有

- ・学生から得た情報については、適切に管理する。いじめに関連するシグナルについては、速やかに「いじめ対策委員会」に報告する。

② アンケート、学生に関する調査の資料等の保管

- ・「いじめ対策委員会」で収集した資料及び作成した記録については、学生課で保管する。また、アンケート等については、実施した部署（学生主事室、学生相談室、寮務主事室等）で保管する。独立行政法人国立高等専門学校機構法人文書管理規則（機構規則第 107 号）に基づき、適切に取り扱うものとする。

(9) 家庭・地域・関係機関との連携

- ① いじめの問題は家庭・地域とも緊密に連携・協働しながら解決を図る。
- ② 本校奨学後援会や地域の関係団体とともに協議する機会を設け、「基本計画」の共通理解を図りながら、情報交換の促進や連携協力の充実・強化を図る。
- ③ 本校及び関係機関等の相談窓口を周知し、学生・保護者等の不安や悩みなどを受け止める体制の充実を図る。
- ④ SCやSSWとの連携はもとより、必要に応じて、弁護士等の外部専門家や、所轄警察署、福祉部局等の関係機関との一層の連携を図る。
- ⑤ SNSを介したいじめに対応するために、必要に応じて、所轄警察署、県警サイ

バー犯罪対策室等と連携し、問題の早期解決に努める。

3 評価及び改善のための措置

(1) PDCA サイクルに基づく取組の評価・検証

- ① 「基本計画」が本校の実情に即して適切に機能しているかについて、「いじめ対策委員会」を中心に、点検・評価するとともに必要な改善のための措置を講じる。
- ② 本校が行ういじめに関する取組について、いじめ対策外部有識者委員会を設置し、点検・評価を行う（【別紙 5】「大島商船高等専門学校いじめの防止等に関する外部有識者委員会規則」）。
- ③ 本校は、毎年、内外の委員会による評価及び改善のための措置を機構に報告するとともに、ホームページにより公表する。

附 則

この基本計画は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この基本計画は、令和 3 年 1 月 6 日から施行する。

附 則

この基本計画は、令和 3 年 7 月 8 日から施行する。

附 則

この基本計画は、令和 3 年 11 月 11 日から施行する。

附 則

この基本計画は、令和 5 年 4 月 4 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

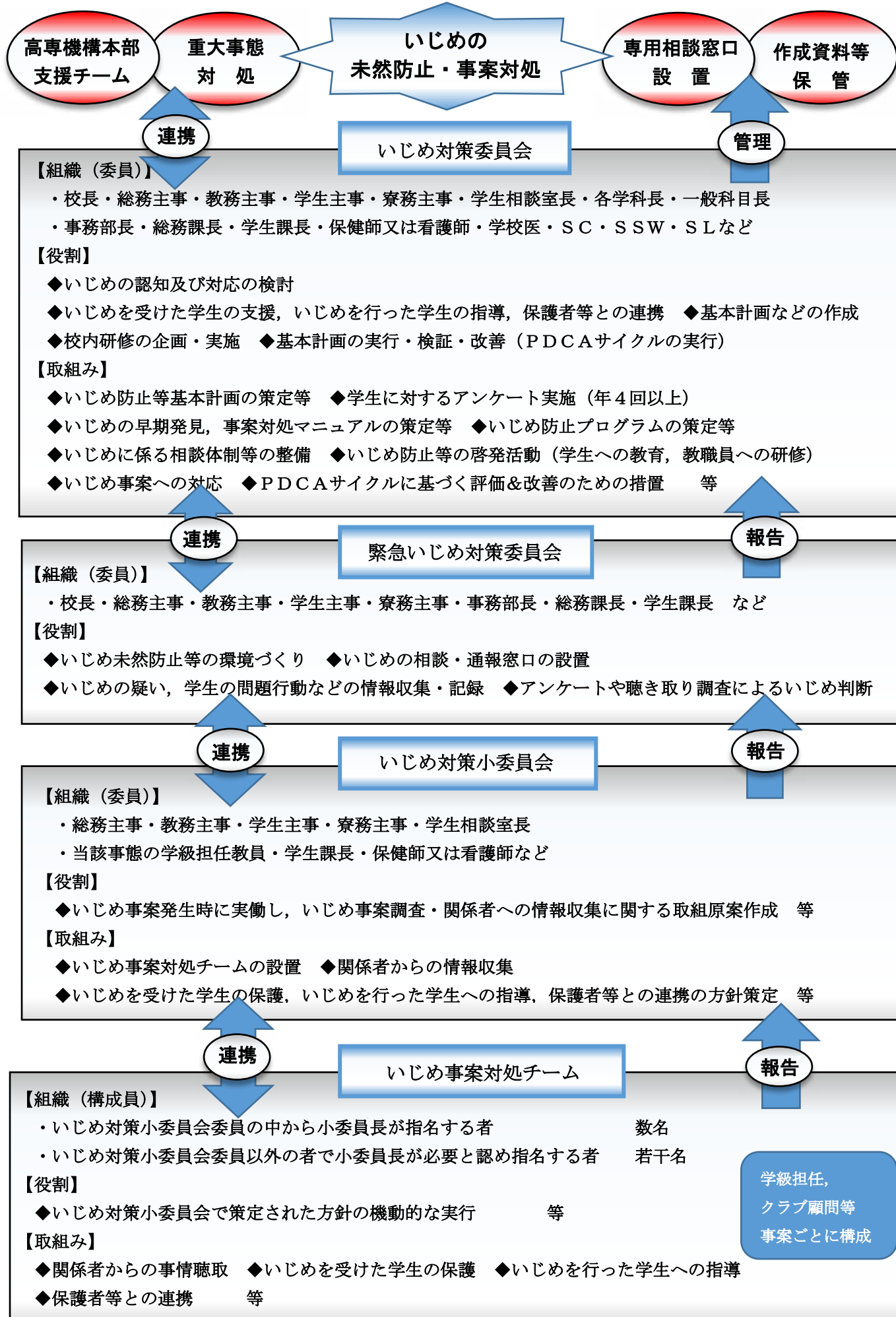
附 則

この基本計画は、令和 7 年 6 月 2 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この基本計画は、令和 7 年 12 月 1 日から施行する。

いじめ対策委員会の組織と取組



大島商船高等専門学校 いじめ防止プログラム

(全学科)

月	学校行事(学年)	いじめ対策委員会等	未然防止, 早期発見・早期対応			保護者等・地域・関係機関との連携	PDCA
			授業, 特別活動, ホームルーム等(学生寮を含む。)	アンケート等各種調査	教職員研修等		
通年		教員会議(いじめに関する情報共有)	・SHR ・LHRの実施(週1回)	学生相談室による相談			
4月	・始業式 ・オリエンテーション(1年) ・入寮式・オリエンテーション ・合宿研修(1年) ・新入生歓迎会(学寮) ・健康診断	教員会議 (基本計画の確認)	・新入生オリエンテーションにていじめに関する学生主事講話 ・新入寮生集会にていじめに関する寮務主事講話 ・始業式にていじめに関する学生主事講話 ・指導寮生研修会	・新入生アンケート(学相) ・いじめに関するアンケート(学主) ・新入寮生アンケート(寮主)		・いじめ防止等基本計画の周知(ホームページの更新)	・いじめに関するアンケートの分析 ・担任による面談(全学生対象)
5月	・部屋替え(学寮・1-3年)	いじめ対策委員会 教員会議		・学校適応感尺度調査, ところと体の健康調査(学相)	・教職員いじめ意識調査(基本計画の理解度含む)		
6月	・オープンキャンパス ・避難訓練(学寮)	教員会議		・心理検査(hyper-QU)(学相)		・保護者等対象の教育懇談週間 ・奨学後援会総会(基本計画の説明等)	
7月	・寮祭(学寮)	いじめ対策委員会 教員会議		・いじめに関するアンケート(学主)		・周防大島町連携協力推進会議	・いじめに関するアンケートの分析
8月	・終業式 ・オープンキャンパス ・閉寮(学寮)	教員会議	・HRにて夏季休業前いじめに関する連絡	・保護者等学校生活アンケート(総主)	校内研修(事例検討等)	・保護者等宛て「夏季休業について」内にいじめに関する連絡	
9月	・始業式 ・開寮(学寮)	いじめ対策委員会 教員会議 (前期の実績報告)	・始業式にて全体に学生主事からいじめに関する講話	・保護者等アンケート(学相)			
10月	・部屋替え(学寮・1-3年)	教員会議	・外部講師によるいじめに関する講演	・いじめに関するアンケート(学主) ・学生対象「高専での学びの状況」に関する調査(教主)			・いじめに関するアンケートの分析 ・担任による面談(全学生対象)
11月	・オープンキャンパス ・商船祭	いじめ対策委員会 教員会議		・学校適応感尺度調査, ところと体の健康調査(学相)			
12月	・クラスマッチ ・研修旅行(3年) ・避難訓練(学寮) ・クリスマス会(学寮)	教員会議	・HRにて冬季休業前いじめに関する連絡			・保護者等宛て「冬季休業について」内にいじめに関する連絡	
1月		いじめ対策委員会 教員会議		・いじめに関するアンケート(学主)			・いじめに関するアンケートの分析
2月	・終業式 ・閉寮(学寮)	教員会議	・HRにて学年末休業前いじめに関する連絡	・卒業生・修了生アンケート(教主)	・校内研修(事例検討等) ・教職員いじめ意識調査(基本計画の点検・見直し含む)	・保護者等宛て「学年末休業について」内にいじめに関する連絡	
3月	・開寮(学寮)	いじめ対策委員会 ・教員会議 (後期の実績報告)		・保護者等学校生活アンケート(総主) ・新入生保護者等アンケート(学相) ・新入生合理的配慮調査票(総主)		・評議員会	・年間の取組のまとめ, 評価・改善 ・次年度の計画の作成

※アンケート等各種調査の実施主体略称 学相:学生相談室 学主:学生主事室 寮主:寮務主事室 総主:総務主事 教主:教務主事室

いじめの未然防止・早期発見の取組

校長・教職員

- ・学校いじめ防止基本計画の周知と徹底
- ・いじめを許さない姿勢の徹底
- ・積極的情報交換と情報の共有
- ・保護者等・地域・専門家等との連携
- ・教職員の「基本計画」、いじめの認識・取組調査(チェックリスト)の実施及び研修

学生・保護者等

〈未然防止の取組〉

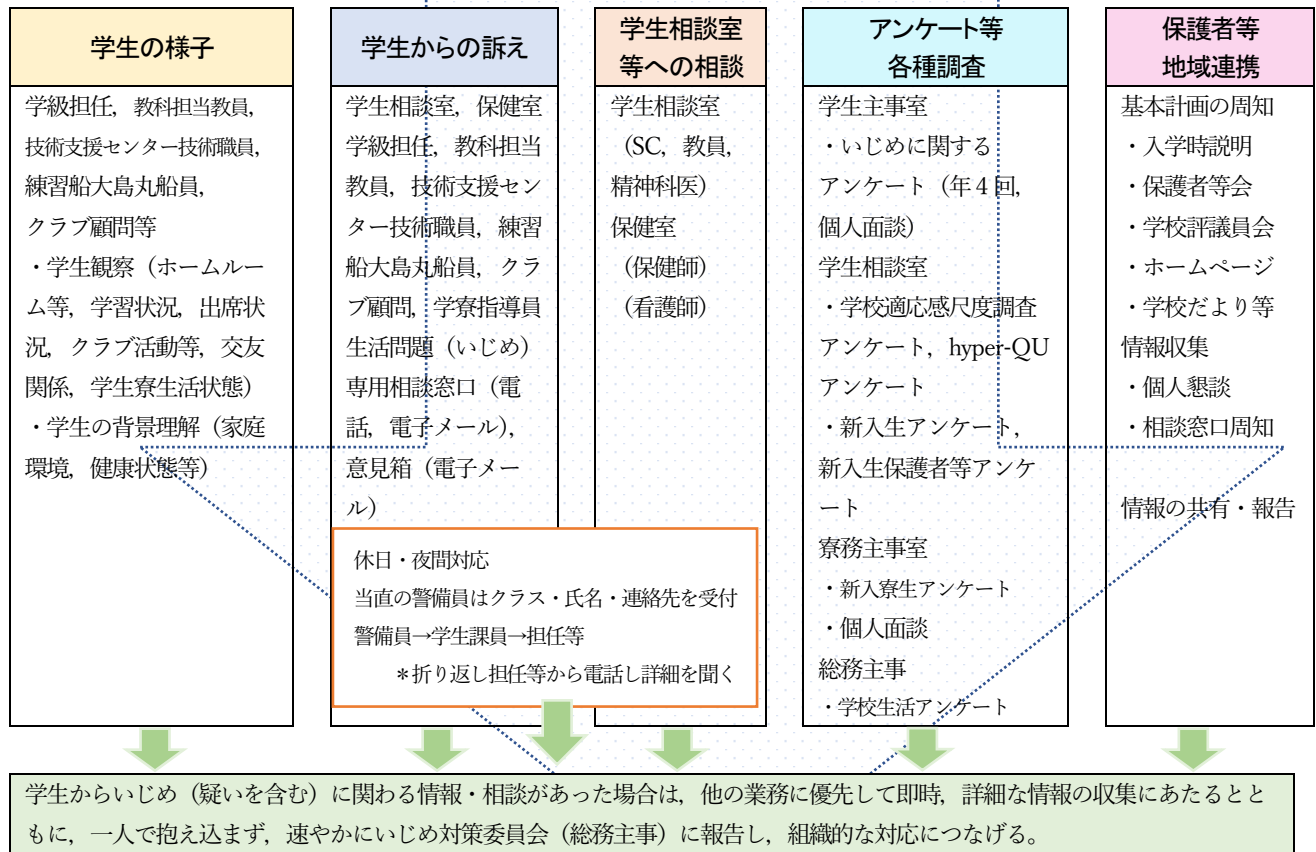
- ◇学業指導・学生生活の充実
 - ・学びに向かう集団づくり
 - ・主体的に取り組める授業づくり
 - ・よくわかる授業づくり
 - ・楽しい学校づくり
 - ・学生意識調査の実施
- ◇特別活動・人権教育の充実
 - ・ホームルーム活動の充実
 - ・総合的な学習の時間の充実
 - ・ボランティア活動の充実
 - ・人権意識の高揚
 - ・講演会等の開催
- ◇教育相談の充実
 - ・学生面談の定期実施
 - ・保護者等対象の教育懇談週間の実施
- ◇情報教育の充実
- ◇保護者等，地域との連携
 - ・学校いじめ防止等基本計画の周知
 - ・ホームページでの情報提供

〈早期発見の取組〉

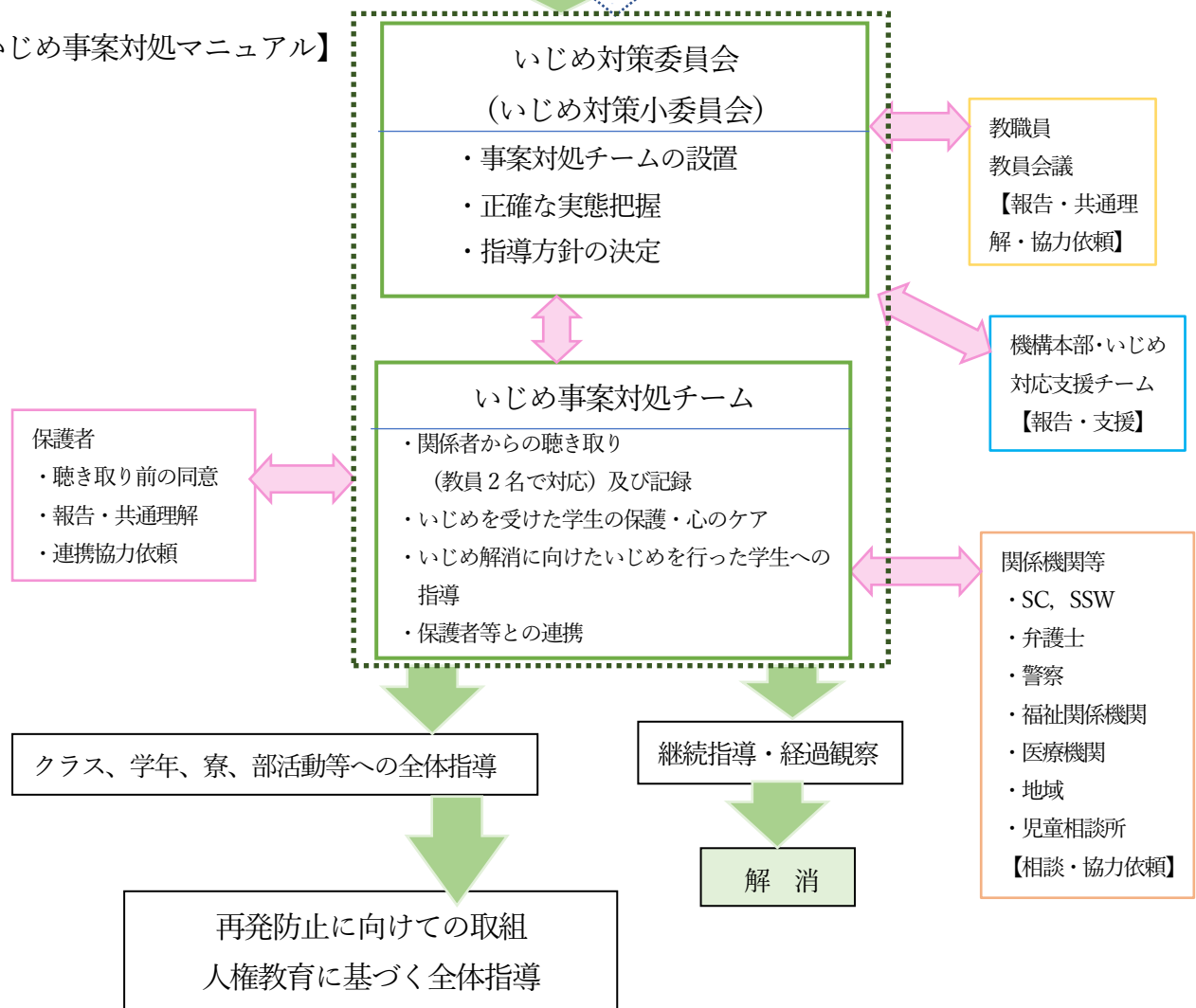
- ◇情報の収集
 - ・教職員の観察による気付き
 - ・いじめアンケートの実施（年 4 回）
 - ・SSWやSL等からの情報
 - ・福祉関係機関からの情報
 - ・学校生活アンケートの実施（学生，保護者等）
 - ・保護者等アンケートの実施
 - ・面談時の情報
 - ・保護者等対象の教育懇談週間の実施
 - ・hyper-QU，学校適応感尺度調査の実施
- ◇情報の共有
 - ・報告の徹底と報告経路の明示
 - ・保護者等対象の教育懇談における情報の共有
 - ・教員会議等での情報の共有
 - ・問題を抱える学生の実態把握
 - ・新年度への引継ぎ
- ◇相談体制の確立
 - ・相談しやすい環境づくり
 - ・生活問題（いじめ）専用相談窓口の周知

【早期発見マニュアル】

日頃から情報共有すべき内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのように）をメモする



【いじめ事案対処マニュアル】



大島商船高等専門学校いじめの防止等に関する外部有識者委員会規則

(設置)

第1条 この規則は、大島商船高等専門学校（以下「本校」という。）いじめ対策委員会規則第8条に基づき、大島商船高等専門学校いじめの防止等に関する外部有識者委員会（以下「外部有識者委員会」という。）の組織及び運営等について必要な事項を定める。

(業務)

第2条 外部有識者委員会は、本校におけるいじめの防止等に関する取組みについて検証を行うものとする。

(組織)

第3条 外部有識者委員会は、校長が指名する外部有識者3名以上で組織する。

2 委員の任期は、原則として1年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会)

第4条 外部有識者委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 外部有識者委員会は、原則として年1回開催するものとする。ただし、校長が必要と認めたときは、臨時に開催することができる。

(委員以外の者の出席)

第5条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(検証結果の報告)

第6条 委員会による検証結果は、速やかに大島商船高等専門学校いじめ対策委員会に報告するものとする。

(事務)

第7条 外部有識者委員会の事務は、学生課において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、外部有識者委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、令和元年12月2日から施行する。

2 この規則施行後、最初に任命される委員の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、令和3年3月31日までとする。

附 則

この規則は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年2月2日から施行し、令和2年7月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和7年6月2日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

いじめ等相談窓口

1. 大島商船高等専門学校生活問題（いじめ）専用相談窓口

【場 所】 学生課（平日 8:30～17:00）

【電 話】 0820-74-5490 学生課（平日 8:30～17:00）

0820-74-5440 学校代表（休日・夜間，当直警備員にクラス・氏
名・連絡先を伝える。）

折り返し担任等が対応する。

【メール】 i-soudan@oshima-k.ac.jp

※土・日・祝日のメール回答は，原則，翌平日の対応となる。

2. 大島商船高等専門学校学生相談室

【場 所】 保健室内（平日 8:30～17:00）

【電 話】 0820-74-5477（平日 8:30～17:00）

【メール】 soudan@oshima-k.ac.jp

※土・日・祝日のメール回答は，原則，翌平日の対応となる。

3. KOSEN ころとからだの学外相談室

【電 話】 0800-000-2228（通話無料） 15:00～24:00、年中無休
学生本人及びその家族が無料で電話相談やカウンセリング可。

4. 24 時間子ども SOS ダイヤル（文部科学省）

【電 話】 0120-0-78310（通話無料） 24 時間

5. 子どもの人権 110 番（最寄りの法務局）

【電 話】 0120-007-110（通話無料）

相談時間：月曜～金曜 8:30～17:15

メール相談、LINE 相談も可

6. 心の健康電話相談（厚生労働省・山口県）

【電話】 083-901-1556

相談時間：平日 9:00～11:30 13:00～16:30

こころの健康相談統一ダイヤル（厚生労働省）

【電話】 0570-064-556

相談時間：平日 18:30～22:30

いじめ事案報告書 セルフチェックシート

記入者名

年 月 日 時 分記入

いじめ事案の初期対応にあたる際の活用や、聴き取りシートと併せてこのチェックシートを活用し適切に対応しましょう。【参照 報告書 第Ⅲ部 第2章 学生の自死を防ぐために】

～速報時チェック～			
深刻度チェック ～深刻な事案かどうか、確認しましょう～			
1. いじめを受けた学生の心身に重大な被害はない	☐ はい	☐ いいえ	(備考)
2. いじめを受けた学生の財産に重大な被害はない	☐ はい	☐ いいえ	(備考)
3. いじめを行った学生への指導を行った	☐ はい	☐ いいえ	(備考)
4. いじめを行った学生の保護者等への説明を行った	☐ はい	☐ いいえ	(備考)
5. いじめを受けた学生は登校している	☐ はい	☐ いいえ	(備考)
6. 教員の気づき・アンケートで発覚した	☐ はい	☐ いいえ	(備考)
7. いじめを受けた学生の保護者等からの訴えで発覚した	☐ いいえ	☐ はい	(備考)
8. 「無視」によるいじめ事案である	☐ いいえ	☐ はい	(備考)
9. SNS 上で誹謗や中傷を受けている	☐ いいえ	☐ はい	(備考)
10. いじめを行った学生には、男女に混在している	☐ いいえ	☐ はい	(備考)

*右側にひとつでもチェックがつけば、深刻度が高い傾向にあります。

より丁寧に、組織で対応しましょう。

被害学生・保護者へ丁寧に連絡しましょう。

初期対応必須項目 ～いじめを疑う事案は、必ず行いましょう～			
1. 事案について報告した	☐ いじめ対策委員会委員 ()		
2. いじめ対策委員会で方針を検討した	☐ はい	☐ いいえ	(備考)
3. いじめを受けた学生への聴き取りをした	☐ はい	☐ いいえ	(備考)
4. 行為が止んでいることを確認した	☐ はい	☐ いいえ	☐ 止んでいない
5. いじめを受けた学生の保護者等へ連絡をした	☐ はい	☐ いいえ	(備考・連絡先)

いじめ解消チェック項目 ～組織で確認した上で、解消としましょう～			
1. いじめに係る行為が止んでいる	☐ はい	☐ いいえ	(備考)
少なくとも3か月は止んでいる	☐ はい	☐ いいえ	(備考)
2. いじめを受けた学生が心身の苦痛を受けていないことを面談時に確認した	☐ はい	☐ いいえ	(備考)

～対応経過チェック～						
被害者チェック						
学 生	1. いじめを受けた学生への聴き取り初期ケア	☐ 完了	☐ 未了	(備考)		
	2. いじめを行った学生への指導可否	☐ 了承	☐ 拒否	⇒※1へ		
	1) 事実確認の方法	☐ 周囲への聴き取り		☐ アンケート		
	2) 事実確認の範囲	()				
	3. 謝罪を受ける意思	☐ ある	☐ ない	(備考)		
	4. いじめを受けた学生の安全確保	☐ 見守り	☐ 加害の行動制限(備考)			
	5. 見守りの手立て	()				
	6. 全体指導の意思確認	☐ あり	☐ なし			
7. 全体指導の範囲確認	☐ 友人	☐ 学級	☐ 学年 ☐ 部活動等	☐ 学科 ☐ 寮		
8. 指導後の経過についての確認	☐ 1週間	☐ 2週間	☐ 1ヵ月	☐ 2ヵ月		
保 護 者	1. いじめを受けた学生の保護者等への連絡	☐ 訪問	☐ 来校	☐ 電話	☐ その他	
	2. いじめを行った学生への指導可否	☐ 了承	☐ 拒否	⇒※1へ		
	1) 事実確認の方法	☐ 周囲への聴き取り		☐ アンケート		
	2) 事実確認の範囲	()				
	3. 全体指導の意思確認	☐ あり	☐ なし			
	4. 全体指導の範囲確認	☐ 友人	☐ 学級	☐ 学年 ☐ 部活動等	☐ 学科 ☐ 寮	
5. 指導後の経過確認	☐ 1週間	☐ 2週間	☐ 1ヵ月	☐ 2ヵ月		
加害者チェック ☐ 加害者不明 ⇒※2へ						
学 生	1. いじめを行った学生への聴き取り	☐ 完了	☐ 未了	(備考)		
	2. 対策小委員会での事実確認、指導内容協議	☐ 完了	☐ 未了	(備考)		
	1) 事実確認ができていない時の手立て	☐ 周囲への聴き取り		☐ アンケート		
	3. いじめを行った学生への指導	☐ 完了	☐ 未了	(備考)		
	4. 謝罪の機会	☐ 設ける ()		☐ 設けない		
	5. 全体への指導	☐ する ()		☐ しない		
6. 再発防止の手立て	()					
保 護 者	1. いじめを行った学生の保護者等への連絡	☐ 完了	☐ 未了	(備考)		
	2. 家庭での指導協力依頼	☐ 完了	☐ 未了	(備考)		
	3. 謝罪の機会	☐ 設ける ()		☐ 設けない		
	4. 全体への指導	☐ する ()		☐ しない		
	5. 再発防止の手立て	()				
※1 いじめを行った学生への指導を拒否された事案						
1. いじめを受けた学生へ安全確保の説明		☐ 完了	☐ 未了	(備考)		
2. いじめを受けた学生の保護者等への説明		☐ 進捗状況		☐ その他 ()		
3. 周囲の学生からの情報収集		☐ 実施	☐ 未了	(備考)		
※2 いじめを行った学生が不明である事案						
1. 再発防止のための手立て		☐ パトロール		☐ その他 ()		
2. いじめを受けた学生に再発防止の方針説明		☐ 完了	☐ 未了	(備考)		
3. 全体指導の以降 範囲の確認		☐ 学級	☐ 学年	☐ 寮	☐ 全校	
		☐ その他 ()				
4. 周囲の学生からの情報収集		☐ 実施	☐ 未了	(備考)		